

平成26年度 震災関連補正予算

17億7919万

総務社会委員会

●議案第47号北アルプス広域連合規約の変更

北アルプス広域連合の第4次広域計画（平成27～31年度）の見直しに伴う規約の変更。

▽委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定

●議案第48号白馬村特定教育・保健施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定

学校教育法、児童福祉法等に基づき認定を受けていることを前提に、市町村が、子ども・子育て支援法に基づく給付の対象施設となることを確認することとなるため、定員、設備、運営等に関する基準を条例で定めるもの。

問 村は責任が重くなるのか。

答 認定ことも園は県だが、特定地域型は村に権限が下りてくるので準備している。

▽委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定。

●議案第49号白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業は、子ども・子育て支援新制度において、新たに児童福祉法に基づく村の認可事業として位置づけられ、認可にあつての基準について条例で定めるもの。

問 村内で起業の動きは。具体的には無い。

▽委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定。

●議案第50号白馬村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

児童の健全な育成を図ることを目的として、国の省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を踏まえ、条例で基準を定めるもの。

▽委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定。

●議案第51号白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議員の賞与を、年間2・95月分から3・10月分に引上げ、期末手当12月支給月を1・55月分から1・70月分に改定するもの。

意見 附則で減額する予定は。人事院勧告重要視すべきである。

賛成討論 人事院勧告と震災とは別に考えるべきである。

▽委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定。

●議案第52号白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例

法律の一部改正に伴い、特別職及び教育長の賞与を、年間2・95月分から3・10月分に引上げ、期末手当12月支給月を1・55月分から1・70月分に改定するもの。

▽委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定。

●議案第53号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成26年人事院勧告及び法律の一部改正に伴い給与改定を実施するもので、月例給の0・3%の引上げ（一部の号俸では改定なし）、賞与の支給月数を年間3・95月分から4・10月分に引上げ、勤勉手当12月支給月を0・675月から0・825月（特定管理職員0・875月から1・025月）に改定、通勤手当を片道が10km以上の各区分で引上げるもの。

▽委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定。

●議案第54号白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例

平成27年1月からの産科医療補償制度掛金改正により、出産育児一時金の支給額を39万円から40万4千円に改正するもの。

▽委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定。

●議案第56号白馬村一般会計補正予算（第6号）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5537万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ57億9863万6千円とするもの。

総務課関係では、議員期末手当として52万7千円、人事院勧